

徳島県教育委員会規則第七号

行政手続における押印等の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

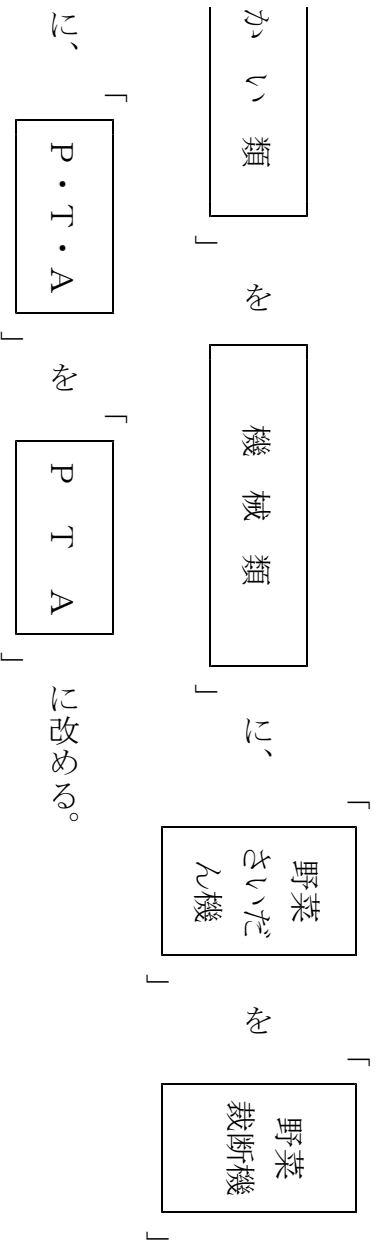
徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

行政手続における押印等の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則

(学校給食の開設及び廃止の届出に関する規則の一部改正)

第一条 学校給食の開設及び廃止の届出に関する規則(昭和三十年徳島県教育委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一号様式中「㊟」を削り、「学校給食の開設の届出について」を「学校給食開設届」及び「基ぎ」を「基づき」及び「学校給食施設」を「学校給食開設の届出書」を「学校給食開設届」及び「児童数」を「児童生徒数」及び「き」



別表第二号様式を次のように改める。

別表第2号様式

年 月 日

徳島県教育委員会殿

届出者名

学校給食変更届

学校給食法施行令第1条の規定に基づき、学校給食の変更を届け出ます。

- 1 学校名
- 2 所在地
- 3 変更する事項（学校給食の施設について変更する場合は、その部位を明示した図面を添付すること。）
- 4 変更の事由
- 5 変更の時期

別表第三号様式中「㊦」、「(別紙)」及び「学校総会の届出書」を削り、「学校総会総上の届出について」を「学校総会総上届」に、「基き、別紙のとおり」を「基つぎ、」に改める。

(徳島県立学校規則の一部改正)

**第二条** 徳島県立学校規則(昭和三十三年徳島県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

様式第一号の二中  
「

所属長認印
-------

」を「

所属長権認欄
--------

」に改め、「㊦」を削る。

様式第二号その一及びその二の規定中「㊦」を削る。

(博物館の登録に関する規則の一部改正)

**第三条** 博物館の登録に関する規則(昭和三十四年徳島県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別記第二号から別記第五号までの規定中「㊦」を削る。

(徳島県学校医等公務災害補償条例施行規則の一部改正)

**第四条** 徳島県学校医等公務災害補償条例施行規則(昭和三十五年徳島県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第八条第三項を削る。

第二十二條第一項中第二号を削り、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げる。

第二号様式中「㊦」を削る。

第三号様式及び第四号様式の規定中「㊦」及び「㊧」を削る。

第五号様式中「㊧」を削る。

第六号様式中「㊦」及び「㊧」を削る。

第七号様式中「㊦」を削る。

第七号様式の三、第八号様式及び第九号様式の規定中「㊦」及び「㊧」を削る。

第十号様式中「㊦」及び「(届出の申請を指してへたひい。)」を削る。

第十一号様式を次のように改める。

第 1 1 号様式 削除

第十二号様式の二及び第十三号様式から第十五号様式までの規定中「㉔」を削る。  
第十九号様式中「㉕」及び「㉖」を削る。

第二十号様式から第二十三号様式までの規定中「㉗」を削る。

(社会教育主事の資格認定に関する規則の一部改正)

**第五条** 社会教育主事の資格認定に関する規則(昭和三十五年徳島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

様式第一及び様式第三の規定中「㉘」を削る。

(徳島県立高等学校総合寄宿舎管理規則の一部改正)

**第六条** 徳島県立高等学校総合寄宿舎管理規則(昭和四十一年徳島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第四号までの規定中「㉙」を削る。

様式第五号中「㉚」を削る。

(徳島県教育委員会職員服務規則の一部改正)

**第七条** 徳島県教育委員会職員服務規則(昭和四十二年徳島県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

様式第二号及び様式第四号の規定中

「所属長認印」

を

「所属長確認欄」

に

改め、「㉛」を削る。

様式第八号中

「決 裁 欄」

を

「所属確認欄」

に、

「出勤簿  
整理者  
印」

を

「出勤簿  
整理者  
確認欄」

に改める。

様式第八号の二中「㉜」を削る。

様式第八号の三から様式第八号の六までの規定中「㉝」を削る。

様式第九号中「㉞」を削る。

様式第十号中「㉟」及び注を削り、

「命令  
領印」

を

「本人  
確認欄」

に改める。

様式第十一号中

「所属長認印」

を

「所属長確認欄」

に改め、「㉟」を削る。

様式第十三号中「㉔」を削る。

(徳島県教育委員会関係職員表彰規程の一部改正)

**第八条** 徳島県教育委員会関係職員表彰規程(昭和四十二年徳島県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

様式第一号その一を削る。

様式第一号その二中「㉔」を削り、同様式を様式第一号とする。

様式第二号中「㉔」を削る。

様式第三号中

所属名	所属名
職名	職名
ふりがな氏名	ふりがな氏名
生年月日	生年月日

を

所属名	
職名	
ふりがな氏名	
生年月日	

に改め、「㉔」を

削る。

(徳島県教育財産管理規則の一部改正)

**第九条** 徳島県教育財産管理規則(昭和四十五年徳島県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第九号までの規定中「㉔」を削る。

様式第十号中

記年月日	印

を

記載年月日

に改める。



様式第十五号中

を

に、「苗中教諭」を「

	教諭氏名

苗中中野教諭・苗中中野教諭・中野」に改め、「中野」を削る。

様式第十六号の二中「中野」を削る。

(技能教育施設の指定等に関する規則の一部改正)

**第十四条** 技能教育施設の指定等に関する規則(平成五年徳島県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第二号様式の規定中「中野」を削る。

(徳島県教育委員会聴聞規則の一部改正)

**第十五条** 徳島県教育委員会聴聞規則(平成六年徳島県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項及び第十三条中「記名押印」を「記名」に改める。

(徳島県教育委員会職員の公務員倫理に関する規則の一部改正)

**第十六条** 徳島県教育委員会職員の公務員倫理に関する規則(平成十六年徳島県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第十六条中「認印を押すとともに、」を削る。

様式中「中野」を削る。

(徳島県立総合教育センター管理規則の一部改正)

**第十七条** 徳島県立総合教育センター管理規則(平成十六年徳島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「中野」を削り、同様式の注の3を削る。

(徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の施行に関する規則の一部改正)

**第十八条** 徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の施行に関する

規則(平成十七年徳島県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「中野」を削る。

(教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正)

**第十九条** 教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則(平成二十七年徳島県教育委



員会規則第六号)の一部を次のように改正する。  
別記様式中「㊦」を削る。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後のそれぞれの規則の様式に相当するこの規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。